

## 審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 23

処 分 名	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	
処 分 の 概 要	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅を登録する。	
根 拠 法 令 名	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）	
条 項	第8条第1項	
所 管 課	住宅課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1ヵ月	
標 準 処 理 期 間	計	1ヵ月
判断基準	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に該当し、第11条第1項に該当しないこと。	
【根拠法令等】	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年七月六日）（法律第百十二号）	
	<p>（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録）</p> <p>第八条 住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業（以下「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」という。）を行う者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅（以下「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」という。）を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。</p> <p>（平二九法二四・追加）</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第九条 前条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置</p> <p>三 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数</p> <p>四 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模</p> <p>五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造及び設備</p> <p>六 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合にあつては、その範囲</p> <p>七 入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅を必要とする住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等（配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）で国土交通省令で定める者をいう。）に限る賃貸住宅（第十八条第一項において「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」という。）にあつては、その旨</p> <p>八 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項</p> <p>九 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、第十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>（平二九法二四・追加）</p> <p>（登録の基準等）</p> <p>第十条 都道府県知事は、第八条の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- 一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の各戸の床面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。
  - 二 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造及び設備が、住宅確保要配慮者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - 三 前条第一項第六号に掲げる範囲が定められている場合にあつては、その範囲が、住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
  - 四 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
  - 五 その他基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が作成されている市町村の区域内にある場合にあつては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が作成されている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内にある場合にあつては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること。
- 2 第八条の登録は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 前条第一項各号に掲げる事項
  - 二 登録年月日及び登録番号
- 3 都道府県知事は、第八条の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第八条の登録の申請が第一項の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第八条の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（以下「登録事業」という。）に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）の存する市町村の長に通知しなければならない。
- （平二九法二四・追加）  
（登録の拒否）
- 第十一条 都道府県知事は、第八条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第九条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - 三 第二十四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
  - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
  - 五 心身の故障により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
  - 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
  - 七 法人であつて、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
  - 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。
- （平二九法二四・追加、令元法三七・一部改正）

## 手続の流れ

セーフティネット住宅情報提供システムを利用して申請



課メールに申請受付メールが送付



審査



承認

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



登録通知書送付

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。